



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 1
- 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 2

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示（職員厚生課） 4
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額の一部を改正する告示（職員厚生課） 5
- 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表・2件（森林緑地課） 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 6
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 6
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 7
- 公有水面埋立地の用途変更の許可（港湾課） 7
- 公有水面埋立地の用途変更の承認（港湾課） 7

公 告

- 狩猟免許試験の実施（自然保護課） 8
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 8
- 事後調査報告書の縦覧（道路管理課） 9
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） 10

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 11

労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 13

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第40号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中第10号を第10号の2とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 特定保険業の認可申請手数料

別表第1項中第47号の3を第47号の5とし、第47号の2を第47号の4とし、第47号の次に次の2号を加える。

47の2 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料

47の3 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料
別表第1項中第61号の3を第61号の5とし、第61号の2を第61号の4とし、第61号の次に次の2号を加える。

61の2 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料

61の3 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料

別表第31項中第1号を第1号の2とし、同号の前に次の1号を加える。

1 特定保険業の認可申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第41号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行つた」を「行った」に、「とつた」を「とった場合又は法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施を行った」に改める。

第3条中「もつて」を「もって」に改め、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（負担金の納入期限）

第6条 負担金の納入期限は、法第22条の場合を除き毎月の末日とする。ただし、月の中途において入所の措置等を受けた場合には、当該入所の措置等を受けた月の翌月の末日とする。

2 負担金の納入期限が休日（日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日をいう。）にあたるときはその翌日とする。

別表第1の見出し中「扶養義務者」の次に「及び法第33条の6第1項に規定する住居の入所児童」を加え、同表中「及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び法第33条の6第1項に規定する住居」に改め、「単給世帯を含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、「あつて」を「あって」に、「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円」を「15,001円」に、「80,000円」を「40,000円」に、「80,001円」を「40,001円」に、「140,000円」を「70,000円」に、「140,001円」を「70,001円」に、「280,000円」を「183,000円」に、「280,001円」を「183,001円」に、「500,000円」を「403,000円」に、「500,001円」を「403,001円」に、「800,000円」を「703,000円」に、「800,001円」を「703,001円」に、「1,160,000円」を「1,078,000円」に、「1,160,001円」を「1,078,001円」に、「1,650,000円」を「1,632,000円」に、「1,650,001円」を「1,632,001円」に、「2,260,000円」を「2,303,000円」に、「2,260,001円」を「2,303,001円」に、「3,000,000円」を「3,117,000円」に、「3,000,001円」を「3,117,001円」に、「3,960,000円」を「4,173,000円」に、「3,960,001円」を「4,173,001円」に、「5,030,000円」を「5,334,000円」に、「5,030,001円」を「5,334,001円」に、「6,270,000円」を「6,674,000円」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第2項」を「、第318条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に、「あつた」を「あった」改め、同表備考2中「D₁～D₄階層」を「D₁階層からD₄階層まで」に改め、「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、「よつて」を「よって」に改め、同表備考2の(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
別表第1備考3中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改め、「助産施設」の次に「、ファミリー

ホーム（法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）」を加え、同表備考4中「100円未満切り捨て」を「その額に、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。」に改め、同表備考5中「あつても」を「あつても」に改め、同表備考5の(2)中「昭和39年法律第129条）」の次に「第17条」を加え、「女子」を「者」に改め、同表備考5の(3)中「児童（者）」の次に「、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者」を加え、「身体障害福祉法」を「身体障害者福祉法」に改め、同表備考5の(3)のウの次に「エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」を加え、同表備考6中「もつて」を「もつて」に改め、次のただし書を加える。

ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「1218002号通知」という。）の別表4－1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

別表第1備考8中「あつては、20%」を「あつては20パーセント」に、「あつては、30%」を「あつては30パーセント」に、「16,800円」を「8,400円」に、「あつては50%」を「あつては50パーセント」に改め、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7の(1)中「16,800円」を「8,400円」に、「あつても」を「あつても」に改め、同表備考7の(2)中「額（）」の次に「医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額30,000,000円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。」を加え、「300,000円」を「390,000円」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設または情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

別表第2中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改め、「単給を含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表中「100円未満切り捨て」を「基準額に、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。」に改める。

別表第3中「3歳未満児」を「乳児、1・2歳未満児」に、「及び降灰除去費」を「、降灰除去費、保育機能強化加算費及び知的障害児自活訓練事業加算」に改め、「及び保護受託者手当」を削り、同表備考1中「児童自立支援施設」及び「情緒障害児短期治療施設」の次に「（通所部を含む。）」を、「知的障害児通園施設」の次に「、第二種自閉症児施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム」を加え、同表備考2中「国立療養所」を「指定医療機関」に改める。

第1号様式中「追つて」を「追って」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「あつた」を「あった」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の規定は、平成23年8月1日以後の分として徴収する負担金について適用し、同日前の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第395号

平成4年沖縄県告示第532号（年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則の表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,317円	12,750円
20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円
25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円
30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円
35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円
40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円
45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円
50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円
55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円
60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円
70歳以上	3,940円	12,750円

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成23年7月29日から施行し、改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項の欄を除く。）の規定は、平成23年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項の欄を除く。）の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第396号

平成8年沖縄県告示第628号（沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額）の一部を次のように改正する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,730円」を「104,530円」に、「56,790円」を「56,720円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,370円」を「52,270円」に、「28,400円」を「28,360円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年7月29日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第397号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成23年9月1日から平成24年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第398号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条

第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成23年 9月 1日から平成24年 3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第472号で同意の認定をした羽地加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第400号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年 7月29日から同年 8月12日まで国頭漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 発起人の住所及び氏名 国頭村字鏡地262番地 村田佳久、東村字慶佐次292番地51慶佐次団地 1 - A 宮城善和

2 加入区 国頭加入区

3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 国頭漁業協同組合

沖縄県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字嘉陽
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年 8月1日から同年 9月6日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第402号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第20号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更を次のとおり許可した。

平成23年 7月29日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 許可の年月日及び指令番号 平成23年 7月19日 沖縄県指令土第702号
- 2 許可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 許可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 - (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1の地先公有水面
 - (2) 面積 90,247.84平方メートル
- 4 用途変更の内容

変更前		変更後	
用 途	面積 (ha)	用 途	面積 (ha)
ふ頭用地	約3.2	ふ頭用地	約1.0
観光商業施設用地	約1.6	商業・臨海商業施設用地	約2.4
緑地	約3.6	緑地	約5.0
道路用地	約0.6	道路用地	約0.5
護岸用地	約0.1	護岸用地	約0.1

- 5 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令土第1945号

沖縄県告示第403号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第21号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更を次のとおり承認した。

平成23年 7月29日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 承認の年月日及び指令番号 平成23年 7月19日 沖縄県指令土第701号
- 2 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 承認を受けた者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局
 - (2) 代表者 那覇市松山1丁目21番1号 内閣府沖縄総合事務局長 竹澤正明
- 3 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 - (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1、1127番、48番5、同泡瀬2丁目164番24号、164番59号、同泡瀬3丁目164番58号、164番70号、字泡瀬164番72、字比屋根854番7、854番6、比屋根5丁目854番4、853番3、853番4、851番1、855番3、855番2、855番4、855番及び比屋根5丁目844番から848番1を経て850

番1に至る間の土地に接する無地番地の地先公有水面

(2) 面積 858,071.44平方メートル

4 用途変更の内容

変更前		変更後	
用 途	面積 (ha)	用 途	面積 (ha)
ふ頭用地	約2	ふ頭用地	—
マリーナ施設用地	約3	マリーナ施設用地	約3
交流・展示施設用地	約5	交流施設用地	約2
宿泊施設用地	約37	宿泊施設用地	約17
観光商業施設用地	約13	商業・臨海商業施設用地	約6
業務・研究施設用地	約19	栽培漁業施設用地	約2
教育・文化施設用地	約9	教育・文化施設用地	—
住宅用地	約26	健康・医療施設用地	約8
緑地	約27	住宅用地	—
多目的広場用地	約18	緑地	約18
道路用地	約16	多目的広場用地	約16
管理施設用地	約1	道路用地	約10
護岸用地	約3	管理施設用地	—
		護岸用地	約4

5 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令土第1946号

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
平成23年 9月 9日（金曜日） 9時30分から17時まで	沖縄県庁4階第1会議室	那覇市泉崎1丁目2番2号
	沖縄県八重山合同庁舎1階会議室	石垣市字真栄里438番地の1

2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を平成23年8月8日（月曜日）から同月26日（金曜日）までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県環境生活部自然保護課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年9月14日まで縦覧に供する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 申請のあった年月日 平成23年 7月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県視覚支援研究所
- 3 代表者の氏名 上谷みち代
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市松山2丁目14番1号602号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、視覚支援を有する方に対して、援助に必要なプラン立案や日常生活向上に関する事業を行い、より良い社会の創造・実現及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年9月18日まで縦覧に供する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年 7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふらばコミュ
- 3 代表者の氏名 宜保和代
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市識名3丁目19番6号識名自治公民館102号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、生きがいを求めるすべての人々に対して、「色彩とアートを中心にした学習講座」や「生涯学習に関するワークショップ」などの事業やイベントを行い、暮らしと社会の中で自己実現のサポート及び地域社会づくりに寄与することを目的とする。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098—866—2390
 - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980—72—2769
 - ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980—72—3751
 - エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980—76—6986
 - オ 宮古島市建設部伊良部建設室（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980—78—6256
 - (2) 期間 平成23年7月29日から同年8月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問い合わせ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098—866—2390

(2) 沖縄県土木建築部宮古土木事務所伊良部大橋建設現場事務所 宮古島市平良字久貝771番地の2 電話番号0980—73—9111

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 泊・新港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市若狭3丁目
- 3 縦覧期間 平成23年7月29日から同年8月12日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市西3丁目及び辻3丁目
- 3 縦覧期間 平成23年7月29日から同年8月12日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・18号黄金森公園線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南風原町字喜屋武
- 3 縦覧期間 平成23年7月29日から同年8月12日
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 5・5・南1号黄金森公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南風原町字兼城及び字喜屋武

- 3 縦覧期間 平成23年 7月29日から同年 8月12日
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第79号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年 7月29日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成23年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成23年9月9日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】9月9日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成23年9月8日（木曜日）及び同月9日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（平成23年9月9日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】9月9日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧一級検定に合格した者

オ 旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し、二級検定に合格した後、継続して1年以上受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し、旧二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年8月9日（火曜日）から同月15日（月曜

日)までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年8月11日(木曜日)から同月17日(水曜日)までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成22年沖縄県労働委員会告示第4号は、廃止する。

平成23年7月29日

沖縄県労働委員会

会 長 比 嘉 正 幸

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	医療技監 病院事業統括監
	県立病院課	課長 総務企画監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事 主幹(整備調達IT担当及び施設整備担当の主幹を除く。) 人事、給与、服務、労使関係及び組織定数担当の主査 人材確保担当の主任技師
	出先機 北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

関	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	南部医療センター・ こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経 営課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

4 認定年月日 平成23年 7月14日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
-------------------------------------------	-------------------------------------------